



埼玉県報

第 2 3 9 6 号
平 成 2 4 年 6 月 8 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県広域災害・救急医療情報システム整備・運営事業委託に関する契約の相手方等の公示\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県小児救急電話相談事業委託に関する契約の相手方等の公示\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [川島町土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [宮毛田土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [庄内領用悪水路土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [田甲土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [明戸南部土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業の事業計画の変更\(第3回\)\(市街地整備課\)](#)
- [越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業の事業計画の変更\(第5回\)\(市街地整備課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報公告\(建築安全課\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道朝霞蕨線\(朝霞市上内間木\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道小前田児玉線の供用開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [一般国道254号の供用開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷児玉線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道小前田児玉線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度\)8月・9月分の共同購入に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(循環器・呼吸器病センター\)](#)
- [小児医療センター医療情報システム運用管理業務に関する契約の相手方等の公示\(小児医療センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター医療情報システム更新業務一式に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のリニアック装置\(高精度強度変調放射線治療装置\(IMRTに特化した装置\)\)一式の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のリニアック装置\(通常放射線治療及び強度変調放射線治療装置\)一式の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の密封小線源治療装置一式の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぷりずむ

三 代表者の氏名

柴田 弘子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市宮戸四丁目五番三十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的に障害のある方々に対し、住み慣れた地域で社会の一員として地域の人たちと共に生活し、社会的自立の助長を図り、普通に暮らせる場や、一般地域の方々とふれあいながら余暇を過ごせる場を提供し、もって地域の障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人天職ナビ
- 三 代表者の氏名
柴野 俊平
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市栗原六丁目十番二十八号 センチュリーひばりヶ丘第二・二〇二号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、首都圏の大学生を対象に、就職活動に関する勉強会、講演会、セミナーやワークショップを開催し、適切な情報と経験、人脈を提供することによって、自分に合った働きかたを探すサポートを行い、新卒新入社員の離職率問題の解決に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民後見センターほんじょう
- 三 代表者の氏名
内島 茂
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市中央二丁目六番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主として本庄地区の高齢者や障害者に対し、生涯、自身の希望する生き方を全うすることを地域社会で支援し、安心した社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

熊谷市、深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
熊谷市	平成二十一年度 平成二十二年年度	地籍図 二十七枚 地籍簿 一冊	吉岡三（万吉の一部）	平成二十四年 六月四日
深谷市	平成二十一年度 平成二十二年年度	地籍図 二十二枚 地籍簿 一冊	深谷第三十（深谷市大谷の一部）	平成二十四年 六月四日

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境とエネルギー

三 代表者の氏名

福 宮 健 司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目千三百八十一番地二

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、一般市民や企業等に対し、主に水、食及びエネルギーシテムが有する環境への優しさを総合的かつ客観的に研究及び評価することで、安心、安全な人々の暮らしや持続可能な企業活動を支援し、もって、健全な科学技術の振興に基づく環境保全と経済活動が調和する社会の実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、一般市民や企業等に対し、主に水、食及びエネルギーシテムが有する環境への優しさを総合的かつ客観的に研究及び評価することで、安心、安全な人々の暮らしや持続可能な企業活動を支援し、もって、健全な科学技術の振興に基づく環境保全と経済活動が調和する社会の実現に寄与することを目的とする。また、行政、業界、市民任意団体と融合した活動を通じて、地域福祉サービスの一層の充実を図ることを主たる目的としつつ、他方で、ノーマライゼーションの推進策を環境・エネルギー面でサポートするために、障害者や高齢

者の日常生活における環境負荷やエネルギー効率を、健常者の域に近付けるための、様々なイノベーションの端緒を自らの事業の環境影響評価を踏まえた実証と対策から引き出し、社会に提供していくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 R E S U R E

三 代表者の氏名

岸 俊 郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町大字長谷千六百四十三 二百三十九

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の持続可能性を再生し維持するために、地球環境と両立する新しい再生エネルギーの技術を普及させること。地域主権を確立するため地域コミュニティメディアのプラットフォームを構築し、自立した市民ジャーナリストを育成すること。また地域の生産物、生活文化、自然、歴史などの地域資源を、地産地消あるいは都市部の消費者と結びつけるマーケティングとプロモーションをサポートすることを事業目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百九十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県広域災害・救急医療情報システム整備・運営事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
社団法人埼玉県医師会 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
- 5 契約金額
102,132,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県小児救急電話相談事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
公益社団法人埼玉県看護協会 埼玉県さいたま市中央区新中里3丁目3番8号
- 5 契約金額
46,871,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージユ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

ロ 変更の概要

駐車場の収容台数

（変更前）四三〇四台

（変更後）四〇七一台

ハ 変更年月日

平成二十五年三月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十四年五月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム飯能武蔵丘店

埼玉県飯能市大字中山字鶴舞六百八番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

群馬県高崎市高関町三百八十番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年一月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

平成二十四年五月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三芳店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百六十三 三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）サンドラッグ三芳店

（変更後）ダイレックス三芳店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

（変更後）ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

ハ 変更年月日

平成二十四年五月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十四年五月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三芳店

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二百六十三 三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時三十分から午後九時四十五分

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時から午後十時

（変更後）午前八時四十五分から午後十時

八 変更年月日

平成二十四年五月三十一日

二 届出年月日

平成二十四年五月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月八日から平成二十四年十月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 退任

職 名	氏 名	住 所
監 事	矢 部	滋 埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸七十三番地

告示

埼玉県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
宮毛田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び
住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	川島 司郎	埼玉県東松山市大字田木四百三十七番地二
同	秋山 武司	同 同 三百六十番地一
同	富田 明宏	同 同 九百四十一番地一
同	松崎 弘	同 同 宮鼻千三十四番地
同	芝田 正之	同 同 二百三十三番地
同	藤倉 三三男	同 同 大黒部三十八番地
同	田 篤 寛二	同 同 田木九百三十八番地一
同	利根川 光章	同 同 八百八十五番地
同	荻野 保幸	同 同 毛塚七百九十一番地
同	佐藤 和美	同 同 八百八十五番地
同	江口 英明	同 同 三百十六番地二
同	金子 努	同 同 三百七十八番地一
同	大野 勝栄	同 同 宮鼻百五十二番地
監事	利根川 照夫	同 同 田木九百五番地
同	町田 英夫	同 同 毛塚八百四十一番地
同	芝崎 宣彦	同 同 宮鼻二百四十番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	加島 隆久	埼玉県東松山市大字毛塚八百九十番地
同	栗原 啓一	同 同 宮鼻百九十二番地
同	金子 克己	同 同 毛塚三百五十八番地
同	芝崎 孝夫	同 同 宮鼻百七十八番地
同	藤倉 茂雄	同 同 大黒部三十九番地
同	藤倉 三三男	同 同 三十八番地
同	鷺沢 守	同 同 毛塚七百九十番地

告示

埼玉県告示第七百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
庄内領用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の
氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井福一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前二百七十三番地
同	増山貞男	同 同 椿百四十四番地
同	新井孝次	同 春日部市倉常六十七番地
同	上原一男	同 木崎百三十五番地
同	金田政市	同 塚崎百八十六番地
同	倉持賢一	同 神間八百二十一番地
同	小久保静夫	同 榎三百九十七番地一
同	関根敏久	同 榎六百三十五番地
同	中山順允	同 立野八十番地一
同	野口勝英	同 上吉妻三百四十一番地
同	石川勝己	同 下柳千三百七十九番地一
同	石川哲雄	同 金崎八十七番地一
同	島村文雄	同 永沼百二十番地
同	鈴木光一	同 西金野井百九十五番地
同	飛鳥馬弘	同 水角千百三十番地二
同	井上昇	同 赤崎四百七十七番地二
監事	荒川安平	同 幸手市大字榎野地三百九十二番地
同	島村武司	同 春日部市小平四百九十一番地
同	関根一男	同 上柳千二百二十八番地一
一一 退任		
職名	氏名	住所
理事	新井孝次	埼玉県春日部市倉常六十七番地
同	新井福一	同 北葛飾郡杉戸町大字宮前二百七十三番地
同	増山貞男	同 同 椿百四十四番地
同	岩佐宏	同 春日部市芦橋百六十六番地一

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
田口義英	石川哲雄	荒川安平	井上昇	飛鳥馬弘	鈴木光一	石川勝己	関根一男	増山正	関根敏久	倉持賢一	野口勝英	金田政市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	春日部市金崎八十七番地一	幸手市大字榎野地三百九十二番地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小平五百三十四番地			赤崎四百十七番地二	水角千百三十番地二	西金野井百九十五番地	下柳千三百七十九番地一	上柳千二百二十八番地一	榎九百十三番地一	櫛六百三十五番地	神間八百二十一番地	上吉妻三百四十一番地	塚崎百八十六番地

告 示

埼玉県告示第七百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県熊谷市押切字大原二四四二の三、二四四二の一

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第八百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年六月四日認可した。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

田甲土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第八百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年六月五日認可した。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

明戸南部土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

告 示

埼玉県告示第八百二号

平成二十四年埼玉県告示第五百四十三号で公示した公共測量（出来形確認測量）東日本大震災座標変換作業（）は、平成二十四年四月二十七日終了した旨測量計画関係の長である上尾市長島村穰から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百三三号

平成二十三年埼玉県告示第千四百八十二号で公示した公共測量（確測基準点測量・確定測量図作成）は、平成二十四年三月二十六日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県秩父農林振興センター所長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百四号

平成二十三年埼玉県告示第千四百四十三号で公示した公共測量（地図情報レベル
二五 デジタルマッピング）は、平成二十四年三月三十一日終了した旨測量計画
機関の長である草加市長田中和明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法
律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公
示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百五号

川越市から川越都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社

二 事業施行期間

平成二十年七月二十二日から

平成二十四年十一月三十日まで

三 施行地区

埼玉県吉川市大字木売字井堀向道下の一部、大字高富字道免及び字蒲田の各一部、大字高久字原田及び字町田の各一部、大字中曾根字川戸沼及び字八幡の各一部、並びに大字道庭字堤外の一部

四 土地区画整理事業の名称

越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県吉川市木売一丁目四番地十一号

六 施行認可の年月日

平成二十年七月二十二日

七 変更認可の年月日

平成二十四年六月八日

告 示

埼玉県告示第八百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

吉川市吉川中央土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成八年八月十三日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県吉川市大字吉川字堤外、字落下の各全部、埼玉県吉川市大字吉川字下道下、字中道下、字沼辺、字上町張の各一部、埼玉県吉川市大字平沼字佐左エ門切、字勝昼間、字井堀添、字曾根通の各一部、埼玉県吉川市大字関字沼田、大字中井字小松川の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県吉川市大字吉川三百三十九番地一

五 設立認可の年月日

平成八年八月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十四年六月八日

告 示

埼玉県告示第八百八号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年六月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
ごとう住研株式会社	後藤明廣	埼玉県さいたま市見沼区 大字風渡野三百五十一番 地五

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原

正 明

<p>路線名</p>	<p>さいたま鳩ヶ谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市大字石神字東町裏一―一九三番地先から川口市大字石神字東町裏一―二六三番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十四年六月八日</p>
<p>備考</p>	<p>平成十三年十二月二十五日付け埼玉県告示第九百九十七号及び平成二十年三月二十五日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十一号にて区域変更。</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 朝霞蔭線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六五〇番一地先まで</p> <p>同市大字上内間木字釜口</p>	<p>七〇四番二地先から</p> <p>朝霞市大字上内間木字西通</p>	<p>区 間</p>
<p>一一二・二二二</p> <p>一六・五二</p>	<p>七・五一</p> <p>一〇・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一九一・四〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

路線名	小前田児玉線
供用開始の区間	<p>児玉郡美里町大字猪俣字向原 一六一番一地从先から同郡同 町大字猪俣字向原一六一番 一地从先まで</p>
供用開始の期日	平成二十四年六月八日
備考	<p>平成二十一年七月十七日埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第二 号で告示した道路予定区域の供 用開始である。 延長六五・〇メートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

路線名	二百五十四号
供用開始の区間	<p>児玉郡美里町大字中里字深田 一八番三地先から同郡同町大 字中里字深田二十九番一地先 まで</p>
供用開始の期日	平成二十四年六月八日
備考	<p>平成二十一年十月六日埼玉県本 庄県土整備事務所長告示第四号 で告示した道路予定区域の供用 開始である。 延長四九・五〇メートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県本庄県土整備事務所長

小坂橋

剛

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷児玉線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>十 条 字 南 四 四 八 番 一 地 先 ま で</p>	<p>児 玉 郡 美 里 町 大 字 北 十 条 字 前 畑 七 九 九 番 三 地 先 か ら 同 郡 同 町 大 字 南</p>	<p>区 間</p>
<p>三 六 ・ 八 九</p>	<p>一 七 ・ 九 七</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
	<p>二 五 二 ・ 五 二</p>	<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
	<p>社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (交 通 安 全) 整 備 工 事 に よ る。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月八日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

<p>小前田児玉線</p>	<p>路線名</p>
<p>寄居町大字用土字柿林一五六〇番一 地先から同町大字用土字柿林一五七四番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年六月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一三三・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十三年十一月二十一日

指令越建セ第二三〇〇三五〇号

二 検査済証番号

平成二十四年六月五日

越建セ第一〇五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島四百二十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間一丁目四番十三号 ハイネスTⅡ202号

佐藤 貴之 佐藤 佳子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十三年十月二十一日

指令越建セ第二三〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十四年六月五日

越建セ第一〇九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東千十五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区花川戸二丁目四番十五―二百三号

X E B E C I D A S A K U

S A

山崎 颯子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十三年九月二十七日

指令越建セ第二一〇一三一一号

二 検査済証番号

平成二十四年六月五日

越建セ第一一一一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣字堀口五十七番、六十七番一、六十八番一、六十九番一、七十一番一、七十一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県八潮市浮塚八百七十七番地

石井産業 株式会社 代表取締役 石井 昌彦

告 示

埼玉県病院事業告示第十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年六月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 438,500リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年8月1日から平成24年9月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・田村

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月19日（木）午後2時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月18日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年7月19日（木）午後2時45分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第

2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月3日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775

(直通))へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosine JIS(No.1) 438,5000

(2) Time-limit for tender:

2:30 p.m., July 19, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 18, 2012)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
シーメンス亀田医療情報システム株式会社 東京都品川区東五反田3丁目20番14号
- 5 契約金額
87,928,775円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
小児医療センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込 2 1 0 0 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額
53,213,580円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

埼玉県立小児医療センター医療情報システム更新業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成25年9月30日（月）まで

(4) 履行場所

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 200床以上の病院における電子カルテシステムを含む医療情報システムの導入実績が3施設以上あり、かつ、小児病床を100床以上有する病院における電

子カルテシステムを含む医療情報システムの導入実績があること。

- (6) 厚生労働省電子的診療情報交換推進事業を推進する SS-MIX 普及推進コンソーシアムの会員であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書、仕様書及び仕様書要求事項適合証明書（以下、「入札関係書類」という。）の交付場所、紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札事務及び契約事務に関する問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 数藤（すどう）・田村

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 仕様書要求事項適合証明書の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター 医事・経営担当 鈴木・山下

電話048-758-1811（代表） ファクシミリ048-758-1818

- (3) 入札関係書類の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

ただし、ア、イの場合とも、仕様書及び仕様書要求事項適合証明書は上記

(1)の交付場所で電子媒体により提供する。

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月31日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月30日（月）午後5時まで（必着）

なお、郵送による場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年7月31日（火）午前11時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月6日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉

県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Medical Information System

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., July 31, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 30, 2012)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年六月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

リニアック装置(高精度強度変調放射線治療装置(I M R T に特化した装置))
一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年11月18日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に輸入され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に輸入し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等

の販売の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・三谷

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター事務局 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月19日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月18日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年7月19日（木）午前11時00分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成24年7月2日（月）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資

格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Linear Accelerator(Intensity Modulated Radiation Therapy)

(2) Time-limit for tender:

10:30 a.m., July 19, 2012 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., July 18, 2012)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年六月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

リニアック装置（通常放射線治療及び強度変調放射線治療装置） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成25年11月18日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・三谷

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）

の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター事務局 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月19日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月18日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年7月19日（木）午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成24年7月2日（月）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年6月20日（水）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話

048-830-5775 (直通) へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Linear Accelerator(Usually Radiation Therapy Equipment and Intensity Modulated Radiation Therapy)

(2) Time-limit for tender:

10:30 a.m., July 19, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 18, 2012)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第二十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年六月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

密封小線源治療装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期限

平成26年2月14日

(本調達物品に係る納入期限は、平成25年11月18日とし、本調達物品に係る調整等を含めた期限であること。また、既存装置の撤去に係る期限は、平成26年2月14日とする。)

(4) 履行場所

納入場所は、埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院とする。

なお、既存装置の撤去については、埼玉県北足立郡伊奈町小室818 埼玉県立がんセンターであるので留意すること。

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加

停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・三谷

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター事務局 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月19日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月18日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年7月19日（木）午前11時20分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成24年7月2日（月）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年 6 月20日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Brachytherapy equipment

(2) Time-limit for tender:

10:30 a.m., July 19, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 18, 2012)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973